

平成26年11月12日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 西 野 百合子

平成26年10月14日付けで

申立てのありました意見等の
通知しました発意に基づく

調査結果につきまして、三田

市オンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	武庫が丘連合自治会に所属する高層住宅に、武庫が丘高層住宅自治会と新武庫が丘高層自治会の2つの自治会があります。三田市は、新武庫が丘高層自治会を承認していますが、H26年3月末、この2つの自治会は別の物という最高裁の判決が出ました。これまでの状況では、新規加入の手続きが必要ですが、手続きがとられていない懸念があるので申し立てる。
調 査 の 結 果	1 申立人との面談で聴取した意見も踏まえて、この申立てに関し確認した事項は、次のとおりである。 (1) この申立ての趣旨は、次のとおりであることを確認した。 ア 武庫が丘高層住宅内には「武庫が丘高層住宅自治会」と「新武庫が丘高層自治会」の2つの自治会があり、現在、三田市区・自治会連合会（以下「連合会」という。）に加入が認められているのは、「新武庫が丘高層自治会」である。 イ 平成26年3月に、これら2つの自治会は別の物であるとした最高裁判所判決がなされた。 ウ 以上を踏まえ、三田市（以下「市」という。）は、平成26年度の武庫が丘高層住宅内への行政事務委託料について、現時点では「新武庫が丘高層自治会」と「武庫が丘高層住宅自治会」のいずれにも支払ってはならない。 (2) 申立人のその余の主張については、申立人自らが連合会等に確認することであり、この申立てによりオンブズパーソンに調査を求めないことを確認した。 (3) なお、この申立ては、行政事務委託料の支払いという財務会計上の行為に関するものであることから、住民監査請求を勧めたところ、申立人

は住民監査請求手続との関係を了知したうえで、本件申立てを行っていることも確認した。

2 以上の申立ての趣旨に対し、申立人から提出された書面や市の機関（コミュニティ課）への事情聴取により確認した点は、次のとおりである。

(1) 行政事務委託料に係る市と連合会との契約や支払いに関する事項は、平成 26 年度申立て第 5 号に係る調査結果通知書にある「調査の結果」欄中第 2 項(1)から(3)までを参照されたい。

(2) 連合会への加入は、同会の運営役員会の承認により認められ、武庫が丘高層住宅内にあつては「新武庫が丘高層自治会」が承認されていた。

(3) 平成 26 年度の行政事務委託料は、10 月 31 日に支払ったが、「新武庫が丘高層自治会」については、会長交代の承認手続きに疑義があるとした懸念から、連合会より支払留保を求められ、現在、支払いを留保している。

(4) なお、「武庫が丘高層住宅自治会」にあつては、連合会への加入の承認を得ていないので、行政事務委託料は支払われていない。

3 以上のとおり、平成 26 年度の武庫が丘高層住宅内への行政事務委託料は、事実として「新武庫が丘高層自治会」と「武庫が丘高層住宅自治会」のいずれにも支払われておらず、申立人が意見等申立書において主張する懸念には及ばない。よって、これをもって本件調査を終えることとした。

4 なお、この申立ての趣旨には含まれないが、この機会に行政事務委託料の支払いに関し、オンブズパーソンとしての考え方を申し述べる。

申立人は、行政事務委託料について、市が各自治会の連合会への加入・承認といった手続きの適否の詳細を確認したうえで支払うべき旨を主張するが、各連合会への加入・承認の手続きをいかに行うかは、連合会の内部規律に属する事項であり、その点の当否は住民自治を尊重する観点から、第一義的には連合会の自主的な判断に委ねるべきである。従って、市としては、連合会内部の諸手続きに不備があると認められる特段の事情が存在する場合は別として、原則として市と連合会との契約に基づき同会が指定する自治会に支払えば足り、同会への加入・承認手続きの適否の詳細まで確認する義務はないと解する。

5 ところで、申立人によれば、「新武庫が丘高層自治会」と「武庫が丘高層住宅自治会」の両者の正当性をめぐる地位確認請求事件が神戸地方裁判所において係争中であるとのことである。また、市によると、この事件には市も連合会らとともに被告として関わっており、その結果に従い、必要な是正や指導を行いたいとのことである。

	<p>そうすると、市としては当面、その訴訟の推移を見守り、当該紛争が決着した後にあらためて連合会が所定の内部手続を経て、市に対し行政事務委託料の支払先を指定してくるのを待つべきである。</p> <p>オンブズパーソンとしても、この申立ての背景にある紛争解決は、司法の場で争われている以上、裁判所に委ねるほかはなく、その結果に基づく上記市の履行を期待するものである。</p>
備 考	